

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

目次

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）（抄）	1
○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	3
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	5
○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	6
○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）	8
○ 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）（抄）	8
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）（抄）	8
○ 防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年法律第七十二号）（抄）	18

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）（抄）

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に「、本府省業務調整手当」を加える。

第八条第五項中「同日前」の下に「において人事院規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第八条第六項中「前項に」を「前項前段に」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第八項中「同項」を「同項前段」に、「良好である」を「良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第十条の二第二項中「職員」の下に「（以下「管理職員」という。）」を加える。

第十条の四を第十条の五とする。

第十条の三第一項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。

（本府省業務調整手当）

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。）

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級であつて人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十六条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十九条の三第一項中「第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうち管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事院規則で定める職員」を「管理職員」に、「特定管理職員」を「管理職員等」に改め、同条第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改める。

加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第十九条の八第二項中「当該在職期間におけるその者の」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして」に改める。

第十九条の九第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改め、同条第三項中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第二条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第六条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十一条中「二時間」を「一時間十五分」に、「第七条第二項並びに第八条」を「並びに第七条第二項」に、「八時間」を「七時間四十五分」に、「二分の一」を「五分の一」に、「第六条第三項」を「同条第三項」に改め、「第八条中「四時間」とあるのは「四時間に三十分を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」とを削る。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同条第二号中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同条第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同条第五号中「二十時間」を「十九時間二十五分」に、「二十五時間」を「二十四時間三十五分」に改める。

第十五条中「二十時間」を「十九時間二十五分から十九時間三十五分までの範囲内の時間」に改める。

第十六条の表第十六条第一項の項及び第十八条の表第八条第二項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十四条の表第十六条第一項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同表第十九条の九第三項の項中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

第二十五条の表第五条第一項の項中「二十時間」を「十九時間二十分」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号)附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及

び第三項（同条第一項の準用に係る部分に限る。）並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第三条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「新国家公務員育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認又は新国家公務員育児休業法第十三条第二項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「旧国家公務員育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において人事院規則で定める内容（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第二条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容）の新国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

3 前二項及び次条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「新国家公務員育児休業法第十三条第三項」とあるのは「第十三条第二項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」と、「第十三条第二項又は第十三条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する旧国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「人事院規則で定める内容（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容）」とあるのは「政令で定める内容」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、次条中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

(俸給の特別調整額)

第十条の二 人事院は、管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。）

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2、3 略

(初任給調整手当)

第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万九百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万円

三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十一条の九において同じ。）に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円

四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

2、3 略

(専門スタッフ職調整手当)

第十条の五 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2、3 略

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 管理職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの(以下「管理職員等」という。)又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2、3 略

○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。
（職員の派遣義務）

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（派遣職員の身分等）

第十七条 法第三十一条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣される職員（以下この条及び次条において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。

2 派遣職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の定数の外に置くものとする。

3 派遣職員の任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条第三項及び第四項並びに第十八条から第二十二条までの規定は、適用しない。

4 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、派遣職員をその意に反して降任し、休職し、又は免職することができない。

5 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十九条第一項の規定にかかわらず、派遣職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができない。

6 派遣職員に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第七十八条第一号及び第八十二条第一項第二号並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十二条第一号及び第四十六条第一項第一号の規定の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての職務を国又は指定公共機関の職員としての職務とみなす。

7 派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)」とあるのは、「この法律若しくは国家公務員倫理法若しくはこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)」又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とし、派遣職員に対する自衛隊法第四十六条第一項第三号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三百十号)又はこれらの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三百十号)若しくはこれらの法律に基づく命令又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とする。

8 派遣職員は、派遣の期間が終了したとき、又は派遣をした指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員の身分を失つたときは、同時に派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を失うものとする。
(派遣職員の給与等)

第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

2 派遣職員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第一項の給料、同条第二項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第四十三条第一項の共済制度による給付並びに同法第四十五条第一項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

3 7 略

8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の四第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当、同法第十九条の七第一項の勤勉手当並びに同法第十九条の八第一項の期末特別手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

○ 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号) (抄)

第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令(以下「国家公務員倫理規程」という。)を定めるものとする。この場合において、国家公務員倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2
6 略

○ 国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一百一号) (抄)

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 略

2 略

3 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第一項に規定する特定管理職員であつて同法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額を支給されるもの及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号) (抄)

(育児短時間勤務の承認)

第十二条 職員(常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように人事院規則で定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、人事院規則の定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（一月以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（育児短時間勤務の期間の延長）

第十三条 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、任命権者に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

（育児短時間勤務の承認の失効等）

第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。

第十五条 一人の育児短時間勤務職員（一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。）が占める官職には、他の一人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）

第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条の二</p>	<p>とする</p>	<p>に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第八条第三項、第四項、第六項及び</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>

第八項	第八条第十二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項	勤務時間法	育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法	
第十二条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	
第十六条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする	
第十九条の四第四項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額	
	専門スタッフ職調整手当	専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額	
第十九条の四第五項及び第十九条の八第五項	俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額	
	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額	
第十九条の四第五項及び第十九条の八第五項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額	
第十九条の四第六項	人事院規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事院規則	

項及び第十九条の
八第六項

(育児短時間勤務職員についての勤務時間法の特例)
 第十七条 育児短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第一項</p>	<p>とする</p>	<p>とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、各省各庁の長が定める 育児短時間勤務職員</p>
<p>第六条第一項ただし書、第六条第二項ただし書、第七 条第二項、第十一 条及び第十七条第 一項第一号</p>	<p>再任用短時間勤務 職員</p>	<p>育児短時間勤務職員</p>
<p>第六条第一項ただ し書</p>	<p>これらの日 ことができる</p>	<p>必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日 ものとする</p>
<p>第六条第二項ただ し書</p>	<p>範囲内で ことができる</p>	<p>範囲内で、当該育児短時間勤務の内容に従い、 ことができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、四週間ごとの期 間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする</p>
<p>第六条第三項</p>	<p>ことができる</p>	<p>ことができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、四週間ごとの期 間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする</p>
<p>第七条第二項</p>	<p>ところにより、四 週間ごとの期間に つき八日</p>	<p>ところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日</p>

	八日以上)の週休日 を設け、及び	四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設け、及び
第十三条第一項	第五条に規定する勤務時間	第五条に規定する勤務時間(当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従った勤務時間)
第十三条第二項	必要	必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)
第十三条第二項	割合で週休日	割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)
第十三条第二項	同条に規定する勤務時間	同条に規定する勤務時間(当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従った勤務時間)
第十三条第二項	職員	、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、 育児短時間勤務職員
第十三条第二項	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り
第十三条第二項	職員	育児短時間勤務職員

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例)

第十八条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号。第八条第二項において「育児休業法」という。)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年
--------	------	--

			法律第三十三号) 第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第六条第四項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と	
第八条第二項	については、月曜日から金曜日までの五日間	については、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第六条第一項に規定する週休日以外の日	
	勤務時間法第六条第二項	同条第二項ただし書	
	八時間の	育児休業法第十二条第三項の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に従った	

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)
第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第七条第三項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)
第二十二條 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日

及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十一条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)

第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条の二</p>	<p>とする</p>	<p>に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「育児休業法」という。）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（第八条において「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第八条第三項、第四項、第六項及び第八項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項</p>	<p>勤務時間法</p>	<p>育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法</p>
<p>第十二条第二項第二号</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</p>
<p>第十六条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に</p>

第十九条の九第三項	第十条の三、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条	達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする 第十一条、第十一条の二、第十一条の十及び第十二条の二
第二十二條第一項	再任用職員 再任用短時間勤務職員	再任用職員 任期付短時間勤務職員
第五條第一項	とする	とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、一週間当たり十時間から二十時間までの範囲内で、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長が定める
第六條第一項及び第二項、第七條第二項、第十一條、第十七條第一項第一号並びに第二十	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の特例）
第二十五條 任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四章 育児時間

第二十六条 各省各庁の長は、職員（常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。））、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。

2 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第六条及び第二十一条の規定は、育児時間について準用する。

第五章 防衛省の職員への準用等

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	任命権者	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
第八条第一項	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項又は第二十五条第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）
第八条第二項	給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律
第八条第三項	給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律

第十二条第一項	職員（	職員（自衛官、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者、
第十二条第一項第一号	勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する
第十二条第一項第二号から第四号まで	週休日 週休日以外	休養日（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により勤務時間を割り振らない日 休養日以外
第二十二条	から前条まで	、前二条及び第二十七条第二項
第二十三条第一項	国家公務員法第八十一条の五第三項	自衛隊法第四十四条の五第三項
前条第一項	各省各庁の長	防衛大臣又はその委任を受けた者
前条第二項	国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項
	給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間の勤務しない一時間	防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を

次条	につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を	及び第二十条
、第二十条及び前条		

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

1 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二條の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

○ 防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）（抄）

（防衛省の職員の育児休業等に関し政令で定める事項）

第一条 国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第一項において準用する法第三条第一項、第四条第二項、第六条第二項（法第十四条及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第一項及び第三項、第九条、

第十二条第一項ただし書及び第五号並びに第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二條、第二十三條第一項、第二十六條第一項並びに第二十八條に規定する政令で定める事項については、次條及び第三條に定めるところによるほか、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

（任期制自衛官についての特例）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六條の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官（次條において「任期制自衛官」という。）については、法第二十七條第一項において準用する法第三条第一項本文の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 自衛隊法第三十六條第五項の規定により任用期間を延長されて勤務している職員

二 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員

三 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

第三条 その任用期間の満了する日まで育児休業の期間を延長されている任期制自衛官について当該延長されている育児休業の期間を再び延長することができる法第二十七條第一項において準用する法第四条第二項の政令で定める特別の事情は、一般職に属する国家公務員について定められているもののほか、次に掲げる事情とする。

一 自衛隊法第三十六條第四項の規定により引き続き任用されたこと。

二 三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官に昇任したこと。

三 自衛隊法第三十六條第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものとなったこと。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第四条 法第二十七條第一項において準用する法第十二條第一項本文の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 自衛官

二 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五條第一項の教育訓練又は同法第十六條第一項の教育訓練を受けている者をいう。）

三 常時勤務することを要しない職員

四 臨時的に任用された職員

五 自衛隊法第四十四條の三第一項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員

六 法第二十七條第一項において準用する法第七條第一項の規定により任期を定めて採用された職員

七 法第二十七條第一項において準用する法第十二條第一項に規定する育児短時間勤務（以下この条において単に「育児短時間勤務」という。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員

八 育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児短時間勤務又はこれに相当する勤務（当該育児短時間勤務又はこれに相当する勤務をすることにより当該子を養育することができるとする日及び時間帯が職員が育児短時間勤務をすることにより当該子を養育しようとする日及び時間帯と重複するものに限る。）をしている職員

九 前二号に掲げる職員のほか、育児短時間勤務をすることにより子を養育しようとする日及び時間帯に職員以外の当該子の親が常態として当該子を養育することができるときにおける当該職員

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成四年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 法第十三条において準用する法附則第四条に規定する政令で定める経過措置については、一般職に属する国家公務員の例による。